

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程（案）の変更点

1 役員報酬について

①給料制を年俸制に変更（賞与も業績年俸に変更）

〔変更前〕

	給料月額	賞与
理事長	990千円	年間4.45月
副理事長	550千円～750千円	(給料月額×4.45月)
常務理事	400千円～500千円	※法人の業績等を勘案して100分の10の範囲内で減額することができる。



〔変更後〕

	月例年俸	業績年俸
理事長	11,700千円以内	4,300千円以内
副理事長	10,500千円以内	3,500千円以内
常務理事	7,300千円以内	2,700千円以内
		※法人の業績等を勘案して100分の10の範囲内で増減額することができる。

2 役員退職手当について

①役員報酬の年俸制への変更に伴い、規程内容を変更

〔変更前〕

役員退職手当 = 退職の日における給料月額×在職年数 ※法人の業績等を勘案して100分の10の範囲内で増減額することができる。



〔変更後〕

役員退職手当 = 退職の日における月例年俸×1/12×在職年数 ※法人の業績等を勘案して100分の10の範囲内で増減額することができる。

○参考（変更のない部分）

(1) 非常勤役員の報酬

非常勤役員手当 日額 30,000円（交通費を実費加算）

なお、非常勤役員が職員を兼務する場合は、職員給与で支給し、非常勤役員手当は支給しない。

(2) 通勤手当（理事長、副理事長及び常務理事に支給）

職員支給基準による額

(3) 減額措置

県の減額措置に準じ、理事長、副理事長及び常務理事の給料及び賞与は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、6%減額する。